

共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について

我が国においては、保険業法上、認可を受けて行う航空保険事業等の特定の保険事業に係る共同行為やその他の保険事業の再保険プールに係る共同行為については独占禁止法の適用除外制度の対象とされているものの（保険業法第 101 条第 1 項）、上記制度の対象外の行為については、独占禁止法が適用される。

共同保険は、リスク分散・平準化のための一手法として広く組成されており、損害保険の安定的な提供のために有用となる場合があると考えられる一方で、損害保険会社が組成する共同保険は、これまで多くの場合、保険料その他各般の条件が同一の内容の損害保険を二以上の損害保険会社が共同して引き受けることを前提としており、その組成過程において競争関係にある損害保険会社の間で、直接又は損害保険代理店を介して、他の損害保険会社の保険料その他各般の条件に関する情報に接する状況にある。

このように共同保険は、損害保険会社等の中で協調的行動がとられやすく独占禁止法上の問題が生じやすい構造があると考えられる。

今回の事件も踏まえ、損害保険会社等においては、特に次の独占禁止法上の考え方及び競争政策上の考え方に十分留意する必要がある。

（注）保険業法施行規則第 88 条の 4 第 1 項第 1 号によれば、共同保険契約とは、「二以上の保険会社（外国保険会社等を含む。（略））又は少額短期保険業者が共同で同一の保険を引き受ける保険契約であって、これらの保険会社又は少額短期保険業者（略）が当該保険契約を引き受ける割合（略）に応じて当該保険契約に係る権利を有し、又は義務を負うものをいう。」とされている。

1 共同保険に係る独占禁止法上の留意点

- (1) 保険契約者（保険契約を締結しようとする者を含む。以下同じ。）が共同保険の提供を希望するに当たり、幹事会社、引受割合、保険料率等を決めるために、損害保険会社に対して入札や見積り合わせを求めるなど、損害保険会社間での競争を求めた場合に、損害保険会社が、他の損害保険会社と共同して、事前に幹事会社、引受割合、保険料率等を決定などすることは、原則として独占禁止法上問題となる（不当な取引制限）。

また、上記の場合に、損害保険会社が、損害保険代理店を介して情報を交換して他の損害保険会社と共同して、事前に幹事会社、引受割合、保険料率等を決定することも、原則として独占禁止法上問題となる（不当な取引制限）。

- (2) 他方、保険契約者が共同保険の提供を希望するに当たり、保険契約者が幹事会社、引受割合、保険料率等を損害保険会社間での競争を求めずに自ら決めた場合や、保険契約者から組織として具体的かつ明確な指示等がなされることにより、損害保険会社が、当該保険契約者からの指示等の範囲の限りにおいて共同で幹事会社、引受割合、保険料率等の調整等を行い、保険契約

者に提示する場合には、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

ただし、例えば、仮に、保険契約者が、共同保険内の各損害保険会社の幹事会社や引受割合を自ら決めたとしても、保険料率については入札や見積り合わせを行い、損害保険会社間の競争を求めている場合などに、損害保険会社間で保険料率の調整等を行えば、原則として独占禁止法上問題となる（不当な取引制限）。

（注）保険契約者が官公庁等の公的な発注機関の場合には、前提として会計法等の発注に係る諸法令に従う必要があり、法的根拠なく、競争に付さないこととすることはできず、それに反して、発注機関が損害保険会社に対して幹事会社、引受割合、保険料率等の調整等を行わせる場合に、損害保険会社がそれに従ったとしても独占禁止法上問題となる。その場合には損害保険会社が独占禁止法違反に問われるのみならず、当該官公庁等の公的な発注機関に対して入札談合等関与行為防止法の適用もあり得ること等に留意すべきである。

- (3) 加えて、例えば、保険契約者が入札や見積り合わせ等を踏まえ共同保険に係る幹事会社、引受割合、保険料率等を決定し、共同保険の契約が締結された後において、共同保険の維持管理のために必要な情報（例えば、保険金請求の対象となる事故の情報等）を共同保険に参加する損害保険会社間で共有することは直ちに問題とはならないが、次期の共同保険の引受けに係る幹事会社、引受割合、保険料率等につき共同保険を組成する損害保険会社間で情報交換などすることは、独占禁止法上問題となり得る（不当な取引制限）。

2 共同保険に係る競争政策上の留意点

(1) 損害保険会社等

公正な競争の促進の観点からは、複数の損害保険会社で共同保険を組成すること（特に、当該共同保険に係る損害保険を提供する取引分野における損害保険会社のほとんどが参加する場合）は、その構造上損害保険会社間の競争制限的な行為につながりやすいことから、損害保険会社等にあっては、引受けに係るリスクの分散や平準化を図るために共同保険を組成しなければ、そうしたリスク等に対応できないか十分に検討すべきである。

(2) 損害保険代理店

損害保険会社のみならず、損害保険代理店も、幹事会社、引受割合、保険料率等の決定に関与する場合には、独占禁止法上の不当な取引制限の主体として違反行為者となり得るものである。

また、複数の損害保険会社の代理店を兼ねる乗合代理店の場合、乗合代理店に各損害保険会社の情報が集約されやすくなり、これらの情報を各損害保険会社に共有すること等により保険料その他各般の条件に関する競争を制限することになれば、原則として独占禁止法上問題となる（不当な取引制限）。

このため、各損害保険会社が乗合代理店を通じて情報を共有し、保険契約者の意に反した競争制限的な行為につながるものがないよう十分な留意が必要である。

(注)「乗合代理店」には、保険契約者（又は被保険者）である企業と人的又は資本的に密接な関係を有する企業（内）代理店を含む。以下同じ。

(3) 保険契約者

保険契約者においても、共同保険を適正な競争環境の下で調達できるように調達の方法等について留意することが望ましい。例えば、損害保険会社の引受けの検討に必要な情報を特定の損害保険会社（既存契約の幹事会社等）を通してではなく共同保険を引き受けようとする各損害保険会社に過不足なく直接伝達することや、乗合代理店だけでなく、保険契約者の代理人である保険仲立人（保険ブローカー）の活用も選択肢にすることなどが考えられる。

3 その他（損害保険会社からの乗合代理店への出向者による情報漏洩に係る独占禁止法上の留意点）

(1) 損害保険会社からの乗合代理店への出向者が、出向先の乗合代理店が保有する他の損害保険会社の顧客情報等を出向元である損害保険会社に漏洩し、当該損害保険会社が当該顧客情報等を新たな顧客獲得に向けた営業活動に利用することにより、競争関係にある損害保険会社と顧客との取引を不当に妨害することとなる場合は、独占禁止法上問題となり得る（競争者に対する取引妨害等）。

(2) 損害保険会社が、乗合代理店からの情報漏洩により、他の損害保険会社の顧客情報や営業情報等を入手することにより、例えば、他の損害保険会社と同様の条件のみ顧客に提示することなど、他の損害保険会社と足並みをそろえる行動などに使われる場合には競争制限的な行為を助長するものであり、適切ではない。また、これにより、保険料その他各般の条件に関する競争を制限することにつながる意思の連絡が損害保険会社間において認められれば、原則として独占禁止法上問題となる（不当な取引制限）。

4 上記の留意点は、一般的な考え方を示したものであり、全てのケースを網羅するものではなく、独占禁止法上問題となるかどうかは個別事案ごとに独占禁止法の規定に基づき具体的に判断されるものである。

このため、共同保険を組成しようとする損害保険会社等又は保険契約者は、共同保険の組成等について独占禁止法上の懸念がある場合には、公正取引委員会に対して事前に相談を行うことが望ましい。

以上